

## <自営業者は小規模起業共済を活用しよう>

FPネットワーク神奈川会員 石山敏幸

皆さんの中にも今現在、自営業者として活躍されている方もいらっしゃるかと思います。あるいは今後、ご自身で起業を考えていらっしゃる方もいるかも知れません。ご存じのとおり自営業者は会社員と違って手厚い社会保障があったり退職金がある訳ではありません。自営業者はこれら全てを自分自身で備えなければなりません。特に仕事を引退した後のお金や廃業したときのお金に関して何も用意をしていない自営業者が多く、年金だけでは老後の備えが不安だという声は良く耳にします。今回はそんな自営業者や小規模企業の役員が使える制度である小規模企業共済のお話です。

### ■小規模企業共済とは何？

この小規模企業共済ですがあまり聞き慣れない方も多いと思います。しかし歴史は古く、昭和40年にこの制度が始まりました。そして運営しているのは中小機構になります。

中小機構が運営しているこの小規模企業共済ですが、分かりやすく言うと「自営業者や小規模企業の役員のための退職金」と理解して頂ければ良いと思います。

将来、自営業者や小規模企業の役員が退職や廃業などをしたときに備えて積み立てができる制度です。あくまでも自営業者や小規模企業の役員が加入できる制度なので会社員の方は加入する事はできません。

そして現在の加入数は約159万人、資産運用残高は約10兆8,847億円となっております。

### ■掛け金はいくらでしょう

もちろん積み立てなので毎月決まったお金を納付します。ではいくらずつ納付するのでしょうか？掛け金は月額1,000円～7万円までの範囲で自由に選択できます。(500円単位という決まりがあります)

そして事業主なら誰でも気になる税金面でも全額所得控除する事ができます。仮に月額3万円の掛け金を納付していたとした場合、3万円全額所得控除できそれだけ節税ができるという事ですね。この節税しながら将来の退職や廃業に備える事ができるという事は事業主にとって大きなメリットではないでしょうか。

## NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

# カルチャークラブ

## ■将来の受け取り方

では、将来廃業や退職をしたときの共済金の受け取り方はどうなっているのでしょうか。受け取り方には何種類かありますが、ここでは事業主が受け取る共済金Aについてお伝えします。その他にも共済金B（老齢給付といって65歳以上で受け取れる）や準共済、解約手当金がありますが、最も受け取り方が多いのではないかとと思われる共済金Aについてです。共済金Aとは個人事業主がその事業を廃止した場合や契約者が亡くなったときに受け取れる種類になります。

全ての受け取り種類の中で最も受取額が多くなるのがこの共済金Aです。

例として毎月1万円を20年間（240万円）納付した場合の共済金Aと共済金Bの比較です。

・共済金A 受取額：2,786,400円

・共済金B 受取額：2,658,800円

上記を見て頂ければ分かる通り共済金Aと共済金Bとでは約13万円ほどの差があります。毎月1万円の掛け金で13万円の差ですから掛け金が3万円ならこれの3倍、5万円なら5倍の差があるという事ですね。

受け取り方はその事業主によって様々です。どれが良いと言った事はないのですが、将来の受取金額も掛け金月数でかなり変わっています。どのように受け取るかを考えながら将来設計に役立てれば良いのではないかと思います。

そして小規模企業共済には貸付制度もあります。

突然、事業でお金が必要になった場合など掛け金の範囲内で貸付をしてくれる制度があるので事業主にとってはこちらも非常にありがたい制度ではないでしょうか。

## ■まとめ

大きな目標を抱いて起業する方は素晴らしいと思います。しかし、自身が事業を辞められるとき公的年金だけしか生活の糧がないといった方を非常に多く見ます。貯蓄がたくさんあるのならまだ良いのですがそんな方々ばかりではありません。

自営業者が加入できる制度は今回紹介した小規模企業共済だけではありません。その他にもまだ沢山の制度があります。その全てが小規模な事業主にとってありがたい制度になっています。例えば毎年納付する税金を節税できたり、緊急時に必要な資金を貸してくれたり、そしてなにより自身のリタイア後の生活の基盤になる事が一番大きなメリットではないでしょうか。

現在自営業の方、これから起業を考えている方で小規模企業共済に加入してみたいと思われたら検討してみるのも良いのではないのでしょうか。

**NPO法人 FPネットワーク神奈川**

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp